

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/20090331000>

99

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。（**成績評定の選択制（試行）**）

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(Web検査【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第10条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第11条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

特記仕様書

第1章 摘要

本特記仕様書は、徳島県が実施する「土砂災害警戒区域標識実施図作成業務」に適用する。
本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

第2章 業務概要

本業務は、住民に対し土砂災害の恐れのある区域を周知し避難の実効性を高めるため、土砂災害警戒区域標識の設置に先立ち、同標識の実施図を作成するものである。

また、併せて、土砂災害警戒区域標識の設置に関して、令和5年11月に「土砂災害危険箇所に関する今後の取り扱いについて（R5.11.10 国土交通省砂防部砂防計画課 事務連絡）」が示されたため、既往の土石流危険渓流標識（以下、「土危標識」という。）について、改修又は撤去の検討を行うものである。

第3章 業務内容

3.1 設計計画

業務着手に先立ち、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容の確認を行うものとする。また、業務内容を確認し、人員、工程等を検討し、業務計画書の作成を行うものとする。

3.2 資料収集整理

受注者は、土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域に関する資料及び関係市町村の地域防災計画を収集し、業務の基礎資料とする。

3.3 現況調査

受注者は、貸与資料を基に現在設置されている土危標識の位置及び形状を確認するとともに、既存標識の健全度についても確認するものとする。

3.4 土危標識の転用・廃止の検討

受注者は、土危標識の転用に伴う土砂災害警戒区域を示す標識のレイアウトを次のとおり検討するものとする。

転用する標識の支柱及び基礎は現況のものを使用するものとし、標識板のみの更新とする。ただし、支柱及び基礎等に損傷等が確認され、更新が必要と判断される場合はそれらの更新計画の立案を行うものとする。

なお、レイアウトの作成について使用する画像処理ソフトについては、発注者と協議の上、決定するものとする。

- ① 警戒区域標識の標識番号の設定
- ② 警戒区域標識図の図郭割図（1/25,000）の作成
- ③ 図郭割図に土危標識の位置を記入
- ④ 転用する土危標識（該当する警戒区域標識番号）及び廃止する土危標識の決定
- ⑤ 転用する土危標識周辺の計画標識の必要性の検討

3.5 標識実施図の作成

受注者は、設置予定標識について次のとおり実施図を作成する。

電柱添架予定標識は、「別紙1」のとおり

- ① 警戒区域の追記
 - ・令和4年度新規指定警戒区域の追記
 - ・周辺の警戒区域の並記
- ② 避難場所の確認（土砂災害の避難場所のみ記載）
- ③ 避難場所の記号変更
（「H28.3.23 付け事務連絡 災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取り組みについて」に準じること）
- ④ 要配慮者利用施設の削除
- ⑤ 標識作成日の記載
- ⑥ 現在位置表示及び図郭方向の変更

3.6 標識台帳等の作成

- ① 標識台帳
 - ・貸与する「標識設置検討業務」の成果に標識番号の追記
 - ・土危標識を転用する場合は、新規作成
- ② 警戒区域標識の一覧表（データベース）作成
 - ・発注者より貸与する一覧表に、当該業務による検討内容を追記

3.7 報告書作成

受注者は、業務の成果として、徳島県設計業務等共通仕様第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3.8 打合せ協議

打合せ（対面）の回数は、下記の4回を予定している。

- （ア）業務着手時
- （イ）中間打合せ 2回
- （ウ）成果物納入時

3.9 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- 報告書（電子データ） : 2部（CD-R等）
- 報告書（A4版） : 1部（ワープロ製本）